

山陽小野田市農業委員会

第6回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員 5 森田 祐三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 20号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 21号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 22号 農用地利用集積計画

議案第 23号 農用地利用配分計画の案について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第6回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は森田委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は12番村上委員と13番二井委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第5条の許可申請は4件です。
- 議案第20号番号10について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。申請地は、 から へ約 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
- 申請内容は、1ページの番号10のとおりです。公図は3ページ、土地利用図は4ページをご覧ください。
- 本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 4番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。12月4日に事務局2名と田中委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。周辺の状況は、西側が用水路で、その下が保全管理中の田、北側が宅地で、東側にため池がありました。申請地の状況は保全管理中の畑となっています。雨水処理に関しては造成法面には流さずに下の用水路に流すとの事でした。汚水に関しては発生しません。埋立法面の処理は芝貼りとなっています。申請地への進入路の位置は図面右側からで、幅員は2.5mです。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。境界は畦畔等にて確認しています。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第20号番号10に賛

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 13 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 20 号番号 13 について議案書をもとに説明いたします。
13 ページをご覧ください。申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■k mに
位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、1 ページの番号 13 のとおりです。公図は 14 ページ、土
地利用図等は 15 ページから 21 ページまでをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え
られます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
6 番 現地の報告をさせていただきます。■■■■が■■■■を建設するという
ことです。高規格道路ではありませんが、道路もあり、既に一部が宅地
化しておりますが特に問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 20 号番号 13 に賛
成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 21 号「山陽小野田市農地利用最適化推進委員の辞任の同
意について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 本件は、農地利用最適化推進委員の辞任の同意案件です。
議案第 21 号番号 1 について議案書をもとに説明いたします。
22 ページをご覧ください。
令和 2 年 11 月 9 日付けで農地利用最適化推進委員の高橋和尊さんから
辞任願いが提出されました。理由は病気療養であり、正当な事由であ
ると認められます。よって、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定
により同意を求めるものであります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 21 号番号 1 に同
意の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員の同意により辞任を承認することといたします。
次に報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
事務局の説明を求めます。

局長 23 ページから 26 ページまでをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 202 から 218 ま

での 17 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 18 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 22 号「農用地利用集積計画」については、委員に関係する事項がございますので、田尾委員、中原委員及び村上委員は御退席願います。

(田尾会長、中原委員、村上委員退席)

山本職代 議案第 22 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 28 ページから 34 ページまでを御覧ください。

議案第 22 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 172 番から 202 番までの 31 件、62 筆、103,208 m²でございます。

ご審議の程お願いいたします。

山本職代 何か質問はありませんか。

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第 22 号は原案どおり決定することとします。

田尾会長、中原委員及び村上委員は入室してください。

(田尾会長、中原委員、村上委員入室)

議長 次に議案第 23 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 34 ページを御覧ください。

議案第 23 号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 12 月 1 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 10 から 13 までの 4 件、7 筆、7,164 m²でございます。

ご審議の程お願いいたします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 | 次回の現地調査は、来年1月6日(水)9時から、村上委員、國吉委員
| でお願ひします。

| 第7回総会は、来年1月12日(火)13時30分からで、会場は厚狭公
| 民館第一研修室です。

議長 | 以上をもちまして第6回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたし
| ます。

| (起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2時00分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長 _____

議事録署名委員

12番委員 _____

議事録署名委員

13番委員 _____